



発行 東京都

目次

告示

- 指定納付受託者の指定……………
- ……………(生活文化スポーツ局都民生活部旅券課)……………
- 都市計画の変更(八件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止……………
- ……………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)……………
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 当せん金付証券の発売委託……………
- ……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………
- 告 示
- 東京都告示第七百五十号
- 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとお

り指定したので、東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)第三十七条の三の規定により告示する。

令和五年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲三丁目三番三号

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

旅券法施行令(平成元年政令第百二十二号)第二条及び

び旅券法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十二号)第二条に規定する手数料のうち申請者がクレジッ

トカードの利用により納付する手数料

三 指定日

令和五年六月十九日

●東京都告示第七百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類  
都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地

第一種低層住居専用区域

削除する部分

練馬区貫井三丁目、貫井四丁目、

第一種中高層住居専用区域  
追加する部分  
富士見台三丁目、富士見台四丁目、大泉町一丁目及び大泉町二丁目各地内

追加する部分  
練馬区貫井三丁目、貫井四丁目、富士見台三丁目及び富士見台四丁目各地内

削除する部分  
練馬区大泉町一丁目及び大泉町二丁目各地内

第一種住居地域  
追加する部分  
練馬区大泉町一丁目及び大泉町二丁目各地内

近隣商業地域  
追加する部分  
練馬区大泉町二丁目地内

商業地域  
追加する部分  
練馬区大泉町一丁目及び大泉町二丁目各地内

追加する部分  
渋谷区笹塚一丁目、足立区西新井栄町一丁目及び西新井栄町二丁目各地内

準工業地域  
削除する部分  
渋谷区笹塚一丁目、足立区西新井栄町一丁目及び西新井栄町二丁目各地内

二 関係図書の縦覧場所  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに渋谷区役所、練馬区役所及び足立区役所

●東京都告示第七百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二

項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

区計画

東京都計画地区

変更する部分

臨海副都心有  
明北地区地区  
計画  
江東区有明一丁目、有明二丁目、  
有明三丁目及び東雲二丁目各地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）及び江東区役所

●東京都告示第七百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画道路

追加する部分

幹線街路補助  
線街路第百三  
十二号線  
練馬区石神井台一丁目及び石神井  
町五丁目各地内

削除する部分

練馬区石神井町五丁目地内

変更する部分

練馬区下石神井四丁目、下石神井  
五丁目、下石神井六丁目、上石神  
井一丁目、上石神井二丁目、上石  
神井三丁目、石神井台一丁目、石  
神井町一丁目、石神井町二丁目、石  
神井町三丁目及び石神井町五丁  
目各地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）

●東京都告示第七百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王子都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画  
道路

変更する部分

三・二・五号  
ニュータウン  
幹線  
八王子市堀之内三丁目、別所一丁  
目及び松木各地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）

●東京都告示第七百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王子都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画  
道路

変更する部分

三・四・八号  
大塚小比企線  
八王子市大塚及び東中野各地内

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十  
二階北側）

●東京都告示第七百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王子都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画  
道路

追加する部分

三・四・六十

三号館町谷野線

八王子市東浅川町、廿里町、長房町及び元八王子町三丁目各地内

削除する部分

八王子市東浅川町、廿里町、長房町及び元八王子町三丁目各地内

変更する部分

八王子市館町、狭間町、東浅川町、初沢町、高尾町、廿里町、長房町、元八王子町一丁目、元八王子町二丁目、元八王子町三丁目、横川町、式分方町、大楽寺町、四谷町、泉町、檜原町、犬目町及び谷野町各地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第七百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により秋多都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

秋多都市計画道路

三・三・三号  
新五日市街道線

削除する部分  
あきる野市小川字清水、字小仲及び  
び字前田各地内

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部

場所

都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第七百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道路

五反田駅付近  
広場第一号

品川区東五反田一丁目地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第七百五十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第六百五十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(中央区八重洲二

丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第七百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ラビット	ケアサービス ラビット	新宿区高田馬場1-29-7 スカイバレス401	令和4年12月31日
株式会社つばん	居宅介護支援ステーションよし樹	足立区梅田2-12-1 どきどきビル3階	令和5年2月28日
株式会社ROOT	ルート赤羽岩瀬	北区岩瀬町39-20 岩瀬マンション205	令和5年3月22日
株式会社さくら訪問介護ステーション	さくら平和島	大田区大森北3-38-1 PEACE大森303	令和5年3月31日
株式会社ヘルシコ	べんぎん介護	豊田谷区宮坂2-15-4 鈴木ビル2A	同日
株式会社Wicked	訪問介護ステーション大樹浜田山	杉並区浜田山1-24-9 フラネット新美101	同日
株式会社オンリーワン	訪問介護りぼん	板橋区高島平1-77-13 伏見ビル407	同日
合同会社香林	ケアセンターカリン	練馬区富士見台3-22-7 宇多川コーポ103	同日
社会福祉法人足立区社会福祉協議会	足立区社会福祉協議会ヘルパーステーション	足立区西竹の塚2-3-16 昼間ビル3階	同日
特定非営利活動法人日だまりケンタ	日だまりケンタ	足立区竹の塚4-8-8-101	同日
青空有限会社	あおぞらケアセンター高砂	葛飾区高砂3-12-16	同日
特定非営利活動法人江戸川在宅支援グループ	特定非営利活動法人江戸川在宅支援グループ	江戸川区一之江3-7-11 プレジデント105	同日
合同会社ウイズユー	ウイズユー	江戸川区北葛西1-17-16	同日
合同会社アイズ	アイズ西葛西	江戸川区西葛西7-21-11 サントヴィアージュ・スガ207	同日
有限会社メイブルハンド	ケアステーションもみじのて	町田市野津田町2662-1	同日
特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい田無たすけあいワーカーズそよみぞ	NPO・アト・そよみぞ訪問介護事業所	西東京市田無町4-6-7 ツタホーム102	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ROOT	ルート赤羽岩瀬	北区岩瀬町39-20 岩瀬マンション205	令和5年3月22日
株式会社さくら訪問介護ステーション	さくら平和島	大田区大森北3-38-1 PEACE大森303	令和5年3月31日
株式会社ヘルシコ	べんぎん介護	豊田谷区宮坂2-15-4 鈴木ビル2A	同日
株式会社ソラスト	ホームヘルプサービス ソラスト赤塚	豊田谷区赤塚5-33-6 樹木ビル1階	同日
株式会社Wicked	訪問介護ステーション大樹浜田山	杉並区浜田山1-24-9 フラネット新美101	同日
株式会社オンリーワン	訪問介護りぼん	板橋区高島平1-77-13 伏見ビル407	同日
合同会社香林	ケアセンターカリン	練馬区富士見台3-22-7 宇多川コーポ103	同日
社会福祉法人足立区社会福祉協議会	足立区社会福祉協議会ヘルパーステーション	足立区西竹の塚2-3-16 昼間ビル3階	同日

特定非営利活動法人日だまりケンタ	日だまりケンタ	足立区竹の塚4-8-8-101	同日
青空有限会社	あおぞらケアセンター高砂	葛飾区高砂3-12-16	同日
特定非営利活動法人江戸川在宅支援グループ	特定非営利活動法人江戸川在宅支援グループ	江戸川区一之江3-7-11 プレジデント105	同日
合同会社ウイズユー	ウイズユー	江戸川区北葛西1-17-16	同日
合同会社アイズ	アイズ西葛西	江戸川区西葛西7-21-11 サントヴィアージュ・スガ207	同日
合同会社クラブランカ	みかんの花	町田市木曽東1-48-14 セントラルハイブ202	同日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社泉商會	ケアサポート泉	青橋市新町4-18-9 内田マンション201	令和4年2月28日
有限会社つくしの会	有限会社つくしの会	中野区弥生町3-7-5	令和4年3月31日
株式会社ラビット	ケアサービス ラビット	新宿区高田馬場1-29-7 スカイバレス401	令和4年12月31日
合同会社アルファ・アソシエイツ	手箱ステーション	千代田区飯田橋2-8-9 1階	令和5年2月1日
有限会社松庵ケアサービス	松庵ケアサービス	杉並区松庵3-39-10	令和5年2月28日
有限会社ホームケアながさき	有限会社ホームケアながさき	豊島区南長崎5-9-10-101	同日
アール株式会社	アール介護サービス	葛飾区西水元3-18-9	同日
株式会社ケア21	ケア21葛西	江戸川区南葛西1-14-12 グレイズ南葛西101	令和5年3月1日
特定非営利活動法人みんなの家	特定非営利活動法人みんなの家 クオレ	大田区下丸子2-24-24 千代田工具ビル1階	令和5年3月31日
社会福祉法人養裕会	やすらぎ舎ヘルパーステーション	練馬区大泉学園町7-12-32	同日
特定非営利活動法人日だまりケンタ	日だまりケンタ	足立区竹の塚4-8-8-101	同日
有限会社ニコニコファミリーケア	ニコニコファミリーケア	江戸川区大杉4-7-1	同日
特定非営利活動法人江戸川在宅支援グループ	特定非営利活動法人江戸川在宅支援グループ	江戸川区一之江3-7-11 プレジデント105	同日
合同会社ウイズユー	ウイズユー	江戸川区北葛西1-17-16	同日
合同会社クラブランカ	みかんの花	町田市木曽東1-48-14 セントラルハイブ202	同日
あかしあ株式会社	あかしあ訪問介護ステーション	小平市学園東町1-4-18 カーサイト2階203	同日

サービスの種類 行動支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人介護支援事業所緑ゆかり	訪問介護事業所緑(ゆかり)	練馬区石神井台7-4-15 石神井台7デラスハウス	令和5年2月28日
特定非営利活動法人共に結	まなびあい・くらしあいサポートセンター 共に結	江戸川区船堀1-4-10 第2乙女量マンション404	令和5年3月1日
社会福祉法人足立区社会福祉協議会	足立区社会福祉協議会ヘルプステーション	足立区西竹の塚2-3-16 昼間ビル3階	令和5年3月31日
特定非営利活動法人日だまりケンタ	日だまりケンタ	足立区竹の塚4-8-8-101	同日
社会福祉法人八丈町社会福祉協議会	ニコニコホームヘルプサービス	八丈島八丈町三根2	同日

サービスの種類 生活介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社アイ介護サービス	ぶらっつ	江戸川区南篠崎町2-11-2	令和5年3月31日
鹿島開発株式会社	ひまわりばたけ	小平市小川町1-3015-1	同日

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人特別区社会福祉事業団	みのり舎	新宿区中落合3-28-14 第2アビタシオン102・204・205	令和5年3月31日
社会福祉法人つるかむ学園	支援センター ソワール	町田市野津田町851-1	同日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人障害者就労支援センターどんまい福祉工房	障害者就労支援センター どんまい福祉工房	杉並区高円寺南3-20-13	令和5年3月31日
特定非営利活動法人TRY福祉会	ゆい企画(就労移行)	杉並区成田東5-15-21 成栄マンション1階	同日
社会福祉法人フロンティア	いけぶくろ舎の里	豊島区池袋4-15-10	同日
特定非営利活動法人尚道手をつなぐ会	たいよう	北区豊島5-3-35	同日
社会福祉法人武蔵野	武蔵野福祉作業所	武蔵野市吉祥寺北町4-12-20	同日
社会福祉法人おおぞら会	工房 時	三鷹市野崎2-6-41	同日
社会福祉法人白梅会	レスポワール工房	府中市美好町1-30-3 シャロンホテル矢代1階	同日
社会福祉法人つるかむ学園	支援センター ソワール	町田市野津田町851-1	同日

社会福祉法人あかつきコロニー	セルブあかつき	武蔵村山市伊奈平1-64-1	同日
----------------	---------	----------------	----

サービスの種類 就労継続支援A型

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社CCG QUOKKA	クオッカ	千代田区九段北1-3-5 九段北一丁目ビル4階	令和5年3月2日

サービスの種類 就労継続支援B型

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社Enfant's	就労支援センターぼたん	多摩市受岩4-17-9 1階	令和5年3月1日
社会福祉法人清峰会	おあしす	台東区今戸1-18-16	令和5年3月31日
社会福祉法人荒川のぞみの会	作業所ボンエルフ	荒川区東日暮里3-8-16 3階	同日

サービスの種類 就労定着支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人あかつきコロニー	セルブあかつき	武蔵村山市伊奈平1-64-1	令和5年3月31日

サービスの種類 自立生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人クララ	自立生活援助事業所クララ	足立区西新井本町2-15-7	令和5年3月31日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ケアホームささえ	ケアホームささえ	江戸川区松江4-1-1	令和5年2月28日
社会福祉法人あかねの会	第六みずき寮	文京区西片1-3-8	令和5年3月31日
アイワサービス株式会社	あいわホーム町田大蔵	町田市大蔵町2942-3	同日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年六月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和五年六月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 フレンテ笹塚
- 二 店舗所在地 渋谷区笹塚一丁目四十七番一号
- 三 設置者名 京王重機整備株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区笹塚一丁目四十七番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 ミネ医薬品株式会社ほか十七名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 ミネ医薬品株式会社ほか十七名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社オーエムツーミート

八 変更前の小売業者の代表者名 大越 勤

九 変更後の小売業者の代表者名 児玉 光二

十 変更日 令和五年四月二十七日ほか

十一 届出日 令和五年六月五日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十三 縦覧期間 令和五年六月十九日から同年十月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑 報

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 令和五年六月十九日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百七十八回全国自治宝くじ

一 名称  
 二 発売総額及び枚数  
 三百六十億円 一億二千万枚

三 証券金額  
 四 発売期間  
 令和五年九月二十日から同年十月二十日まで

五 当せん金の額  
 六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売額三十億円に対して一億九千二百六十三万  
 五千九百九十円

八 その他発売経費  
 発売額三十億円に対して二億四千三百九十一万  
 九千三百六十二円

九 受託申請期限  
 令和五年七月三日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

一 名称  
 二 発売総額及び枚数  
 第九百七十九回全国自治宝くじ  
 百五十億円 五千万枚

三 証券金額  
 四 発売期間  
 令和五年九月二十日から同年十月二十日まで

五 当せん金の額  
 六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売額三十億円に対して二億四千七百四十一万  
 八千五百二十九円

八 その他発売経費  
 発売額三十億円に対して二億四千七百四十一万  
 八千五百二十九円

九 受託申請期限  
 令和五年七月三日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

一 名称  
 二 発売総額及び枚数  
 第九百七十九回全国自治宝くじ  
 百五十億円 五千万枚

三 証券金額  
 四 発売期間  
 令和五年九月二十日から同年十月二十日まで

五 当せん金の額  
 六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売額三十億円に対して一億八千六百八十五万  
 七千円

八 その他発売経費  
 発売額三十億円に対して一億八千六百八十五万  
 七千円

九 受託申請期限  
 令和五年七月三日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

一 名称  
 二 発売総額及び枚数  
 第九百七十九回全国自治宝くじ  
 百五十億円 五千万枚

三 証券金額  
 四 発売期間  
 令和五年九月二十日から同年十月二十日まで

五 当せん金の額  
 六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売額三十億円に対して一億八千六百八十五万  
 七千円

八 その他発売経費  
 発売額三十億円に対して一億八千六百八十五万  
 七千円

九 受託申請期限  
 令和五年七月三日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

一 名称  
 二 発売総額及び枚数  
 第九百七十九回全国自治宝くじ  
 百五十億円 五千万枚

三 証券金額  
 四 発売期間  
 令和五年九月二十日から同年十月二十日まで

五 当せん金の額  
 六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売額三十億円に対して一億八千六百八十五万  
 七千円

八 その他発売経費  
 発売額三十億円に対して一億八千六百八十五万  
 七千円

八 その他発売経費  
 発売額三十億円に対して二億四千七百四十一万  
 八千五百二十九円  
 令和五年七月三日  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

九 受託申請期限  
 令和五年七月三日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001

